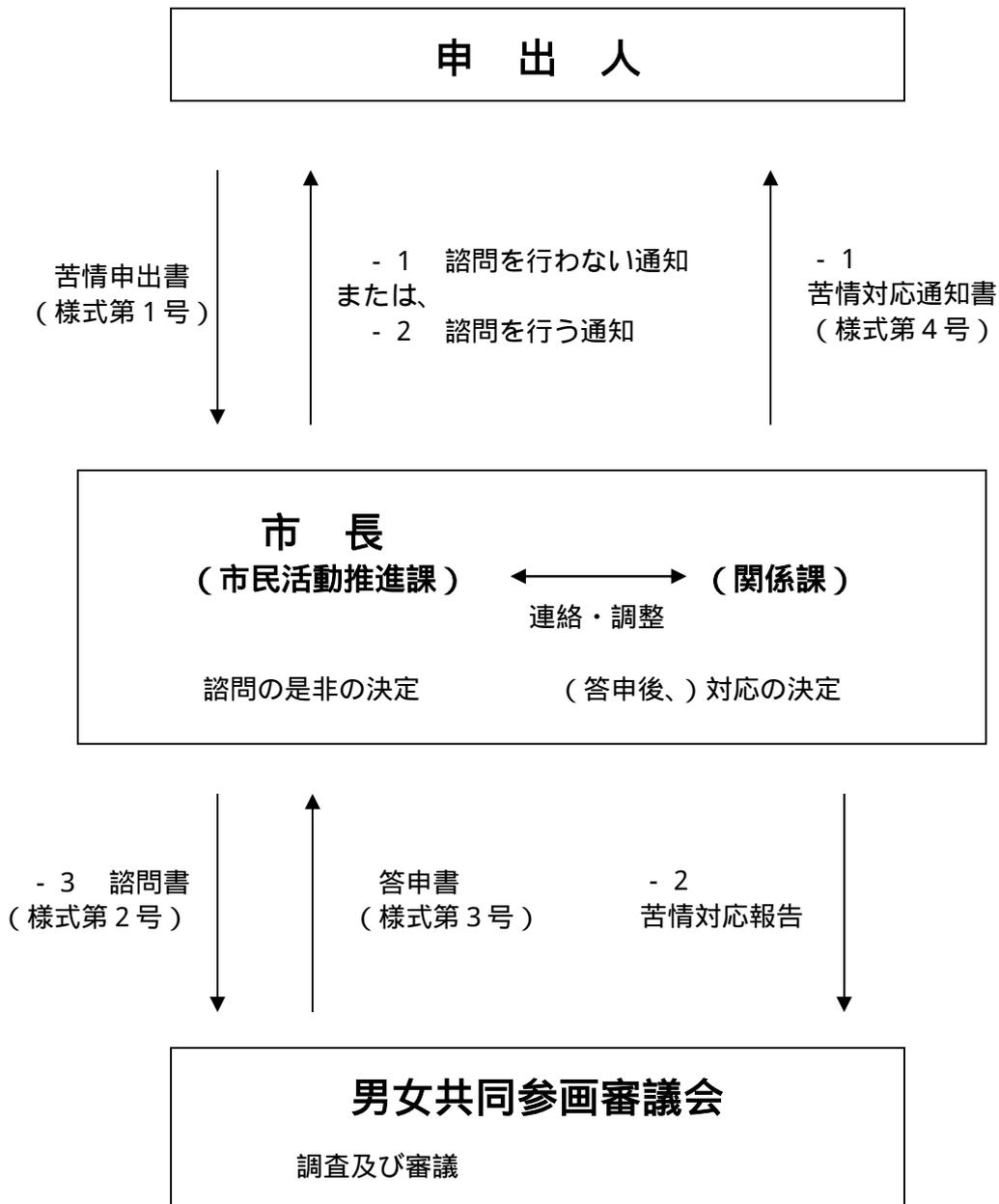
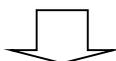


苦情処理事務の流れ



「施策についての苦情処理」とは

「国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。」(男女共同参画社会基本法第 17 条)



地方公共団体には基本法第 17 条は適用されないが、国の施策に準じた施策等を行う責務がある(基本法第 9 条)ことから、国と同様に苦情処理を行うことが望まれる。

どのようなものが「施策についての苦情」に該当するか

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の在り方についての苦情

男女共同参画基本計画に記載された施策の実施状況が不十分である場合など。

男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度・施策の在り方についての苦情

男女共同参画基本計画以外の施策も、結果として男女共同参画社会の形成に影響を与える可能性がある。

制度・施策の運用を含む業務運営の在り方についての苦情

制度・施策の実施過程において、性別役割分担意識に基づく不適切な運用を行っているなど。

その他社会慣行等に起因する問題であるが、施策等の在り方との関連が考えられるもの

通常、行政に指導の権限等がない問題であっても、行政の施策にも改善すべき点があるかもしれない。

苦情処理の事例

事例1 女性像の公共施設への設置（愛媛県）

苦情の趣旨：

県の公共施設に半裸の女性像が設置されているが、女性の裸像を鑑賞物として扱うことは女性を性的象徴として扱うものであり、公共の場に置くことはふさわしくないので、撤去を求める。

対応：

男女共同参画推進委員が該当作品を設置した際の経緯や、設置以降、同趣旨の意見等が出されていないかなどを調査した。

「芸術作品は見る人の主観によって様々に解釈されるものであり、明確な判断基準を設けること自体が困難であることから、個々の事例に応じて適否を判断する必要があるが、今回の作品を公共施設に設置することについては問題ない」と判断し、その旨を申出人に通知した。

芸術・文化振興のため、一般住民の目に触れやすい公共の場に芸術作品を設置したことが、男女共同参画社会の形成を阻害すると受け止められてしまったものです。

「男女共同参画社会の形成を阻害する」表現とは、例えば性別による役割分担意識を押し付ける、女性に対する暴力を助長する、女性の性的側面を過度に誇張するといったものが考えられます。

同じ作品を見ても、受ける印象は人によって様々であり、空間の公共性、一般的な受け止められ方等も勘案しながら、多様な立場から幅広く意見を聴き、議論する必要があります。

-内閣府 苦情処理ガイドブック(平成27年3月)より-

事例2 県立女子短期大学の共学化（島根県）

苦情の趣旨：

保育士の資格を取りたいと考える男子高校生がいるが、県内で資格を取ることができるのは県立女子短期大学だけであるため、共学化してほしい。

対応：

苦情を受け付けた男女共同参画室は、施策担当課から関係資料の提出を求め、男女共同参画審議会苦情処理部会の意見を聴取した。

同専門部会からは、次のような意見があった。

- ・ 男女共同参画社会の形成を目指す上から、また若者定住を進める上からも、県立短期大学の共学化は意義あることと考えられる。
- ・ 県立女子短期大学の共学化については、地方独立行政法人制度の導入への動き等にあわせて、時代に対応した魅力ある大学づくりという観点から検討すべき課題である。

同専門部会の意見を踏まえ、男女共同参画室は、施策担当課と協議の上、上記の状況を踏まえつつ、学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、大学像の総合的な検討の中で共学化についても検討していく旨回答し、併せて保育士の資格取得可能な県内共学校を紹介した。

住民のニーズがどこにあるか、男女の一方が不当に教育の機会を拒否されていないかなどに配慮し、住民、学校関係者を始め多方面の意見を聴取し、十分な協議を重ねながら、合意形成を図っていくことが求められます。

また、検討の際には、男女共同参画の理念を踏まえるとともに、関係する法令の規定やその趣旨にも留意し、現在の価値観、議論をめぐる社会情勢ともあわせて検討することが大切です。

-内閣府 苦情処理ガイドブック(平成27年3月)より-